

第38回宮城地区まつり出店者募集要項

1 宮城地区まつり開催日時・会場

令和8年10月25日（日） 10時～15時 ※原則、雨天決行（詳細は6（1）参照）。

宮城総合支所前広場 ほか

2 募集内容

(1) 応募資格

- ①仙台市内（特に宮城地区内）を主たる活動拠点とする団体や企業等
 - ②その他、実行委員長が認める団体等
- 上記①②いずれの場合も暴力団等と関係を有していないこと。

(2) 内 容 飲食販売、物品販売、展示、体験コーナー等

(3) 応募方法

下記 URL 又は二次元コードより申込フォームへアクセスし、必要事項を入力の上、ご応募ください。

<https://logoform.jp/form/3PrJ/1671196>



(4) 応募締切 令和8年7月31日（金）17時

3 出店者決定

出店の可否について、9月初旬までにお知らせします。

※去年に引き去続き、広瀬文化センターの大規模修繕工事が行われているため、第37回と同様の規模で開催いたします。

※応募多数の場合は選考となりますので、あらかじめご了承ください。

4 出店者説明会開催日時・会場

令和8年9月28日（月） 15時～（予定） ※必ずご出席ください。

宮城総合支所3階会議室

※詳しくは出店者決定通知でご案内します。

5 出店料

(1) 出店料は表のとおりです。ただし、減免の要件に該当する場合には、一部免除がございます。

No.		単位	規格	料金
1	テント	1張（全区画）	2間×3間	15,000円
		0.5張（半区画）	2間×[3間×1/2] <small>※配置状況により1.5間×2間（1張）の場合あり</small>	7,500円
	仮設営業許可が必要な出店の場合は、上記テント代に横幕使用料が加算されます。			
	横幕（背面）	1枚（全区画）	3間	2,000円
0.5枚（半区画）		3間×1/2 <small>※配置状況により2間（1枚）の場合あり</small>	1,000円	
2	キッチンカー	1台	13,000円	
3	長机	1台	1800×450×700程度	1,200円
4	椅子	1脚	パイプ椅子	300円
5	電源使用	1回路	1,500W（100V×15A）	12,000円
		※実際に使用する機器を確認の上申込してください。		

※より多くの方にご出店いただくために、原則1張以下とします。

<出店料の減免>

①展示、活動紹介、来場者への啓発や遊びの提供など、販売を伴わない出店者の出店料は、次の金額を免除します。

テント全区画の場合：テント1張（全区画）、長机1台、椅子5脚に相当する金額（17,700円）

テント半区画の場合：テント0.5張（半区画）、長机1台、椅子5脚に相当する金額（10,200円）

②その他、実行委員長が認めた場合、出店料を免除又は減額します。

- (2) 出店料の請求書を出店者決定通知とあわせてお送りします。出店者説明会当日までにお支払いください。
- (3) 飲食物を調理提供する場合、仮設営業許可が必要となります。この場合、じん埃の侵入を防止できる適当な幕構造の屋根、覆いなどの設備を設けることが義務付けられているため（仙台市仮設飲食店等事務取扱要領）、**該当する出店者には、背面の横幕使用料をご負担いただきます。**なお、側面の横幕使用料は、テントの設置状況等により必要箇所が異なりますので、実行委員会で負担します。
- (4) **安全確保のため、全ての発電機の持ち込みはできません（キッチンカーに造り付けのものを除く）。**電源を使用する場合は、有料での貸し出しとなります。機器の規格等を十分にご確認の上、お申込みください。
- (5) **テントや物品等について、応募締切後の取消し及び追加申込みはできません。**必要数を十分にご確認の上、お申込みください。

6 出店に係る確認事項

- (1) 台風等の悪天候を除き雨天決行です。なお、台風等の天災によるまつりの中止や出店者都合によるキャンセルなど、いかなる場合においても出店料の返金はいたしかねますのでご了承ください。
- (2) **出店場所の指定はできません。**実行委員会が出店内容等により調整の上、指定します。
- (3) **出店者の過失により、会場の構造物や付帯設備、借用物品や備品等の破損、汚損、紛失等の損害が生じた場合、実行委員会に速やかに報告したうえで全額弁償していただきます。**飲食店の場合は、床面をブルーシート等で養生するなどし、油痕が床面に残らないようにしてください。また、**火気器具を使用する場合は必ず消火器を準備し、テーブルと火気器具の間に耐火ボード等を設置するなど、事故や物品の破損等がないように十分に注意してください。**
※過去に、借用物品を破損し、実行委員会に報告せずに撤収した出店者がいました。このような迷惑行為は絶対におやめください。
- (4) 机や椅子については、借用物品と形状や色などが明確に異なる物であれば持ち込み可能です。なお、物品の転倒や飛散することがないように、安全管理については責任をもって行ってください。
- (5) テント1張（全区画）もしくはテント0.5張（半区画）あたり1つの団体、企業等での出店を基本とします。**複数の団体、企業等が合同で出店する場合は、実行委員会に事前にご相談ください。**
- (6) 出店者には「誓約書」をご提出いただきます。誓約書の様式は出店者決定通知とあわせてお送りしますので、説明会当日までに必ずご提出ください。なお、ご提出いただけない場合には出店を取り消します。
- (7) まつり当日、記録用の写真を撮影します。撮影された写真は、次年度の広報等のために使用することがございますので、あらかじめご了承ください。

7 出店に係る遵守事項

- (1) 搬入・搬出はまつり当日の指定された時間内に行ってください。 前日からの設営作業等はできかねますので、あらかじめご了承ください。搬入・搬出車両については2トン車までとします（車両の展示の場合を除く）。
- (2) 出店者用駐車場への駐車は、原則1出店者につき1台までです。 2台目以降は、来場者用の「まつり特設駐車場」（説明会でご案内します）をご利用ください。路上駐車や近隣商業施設への迷惑駐車は絶対にしないでください。

※例年、路上駐車や近隣商業施設への迷惑駐車が多く、問題となっています。出店者の方だけでなく、まつり当日来場予定のご家族や関係者の方などにも周知徹底をお願いします。

- (3) 出店するテントの前面、側面への展示物、企画等のはみ出しは、原則禁止とします。テント後方に荷物を置く場合などは、来場者の動線確保に十分配慮してください。なお、出店内容により前面や側面にはみ出す場合や大きな物品（テント内に収まらないもの）を持ち込む際には、お申込時に備考にご記入いただくか、あらかじめ下記問合せ先までご相談ください。ご相談のない場合、出店を取り消す場合があります。
- (4) 出店場所でのBGM等の音の発生は、ステージ運営の妨げや近隣住民へのご迷惑となりますので、ご遠慮願います。
- (5) 飲食物を調理提供する出店者は必ず保健所で必要な手続きを行い、まつり当日に営業許可書及び計画書の写しをテント内の見やすい場所に掲示してください。 営業許可書及び計画書の写しがない場合は、出店を取りやめていただきます。また、まつり当日、出店ブース内に食品衛生責任者が常駐することが出店条件となりますので、十分にご注意ください。

このほか、食品衛生法などの関係法令を遵守し、温度管理や手洗いなど、衛生管理を徹底し、食中毒や事故等が発生しないように細心の注意を払ってください。なお、包装された食品の販売のみなどの場合、許可は不要ですが、同様に衛生管理を徹底してください。

不明な点や保健所での手続きについては、仙台市ホームページ「飲食店などの営業を始める前に」（<https://www.city.sendai.jp/sekatsuese-shokuhin/jigyosha/kankyo/shokuhin/ese/egyo/egyo.html>）をご覧ください。上記ホームページ下部に記載のお問い合わせ先（各区保健福祉センター衛生課）にご確認ください。

- (6) 火気器具等を使用する場合には、仙台市ホームページ「露店開設時の注意事項」（<https://www.city.sendai.jp/yobo-shido/kurashi/anken/shobo/kasai/boka/roten.html>）をご覧ください。また、「火気器具等の設置基準・留意事項について」（PDFファイル）に記載のお問い合わせ先（各区消防署指導係又は宮城消防署予防係）にご確認ください。
- (7) 飲食販売者、発電機又は火器を使用する出店者には、出店者決定通知とあわせて出店レイアウト計画図をお送りいたしますので、通知書に記載の期日までにご提出ください。なお、ご提出いただいた計画図は消防署への届出に使用いたします。
- (8) ごみや飲食販売で出た氷や液体等は必ずお持ち帰りください。 なお、エコステーションに氷や液体が持ち込まれた場合、購入した店舗に返却するよう案内します。飲食物の提供時点で各出店者において周知の上、回収をお願いします。
- (9) 出店に伴う掲示物や装飾物（看板、バナー等）の持ち込みは可能ですが、隣接ブースへ迷惑がかかるような設置方法や、風で飛ばされる危険性がある場合など、実行委員会が相応しくないと判断したものについては、取り外していただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。なお、万が一事故等が発生した場合には、当該出店者の責任により速やかに対応していただきます。主催者側による補償等は一切できませんのでご了承ください。

(10) 出店決定後の出店者都合による辞退は、原則として次年度以降の応募をお断りします。

(11) 出店に関する遵守事項等の詳細は、出店者説明会でご説明します。遵守事項に違反した場合は、出店許可を取り消し、次年度以降の応募もお断りしますのでご注意ください。

<参考>出店レイアウト計画図（案）

※7（7）に記載されているとおり、出店決定後に速やかにご提出いただきます。実際の様式は出店者決定通知とあわせてお送りします。

出店レイアウト計画図

<1張の場合>
縦:2間(約3.6m)
横:3間(約5.4m)

<0.5張の場合>
縦:2間(約3.6m)
横:1.5間(約2.7m)

縦

横

団体名 _____

<記入事項>

1. 該当するものに○を記入
・火気使用 有(種類 _____)・無
・発電機使用 有・無

2. 上図へレイアウトを記入
・机⇒□ ・椅子⇒○
・火気使用場所⇒● ・電源使用場所⇒■

3. その他、留意事項があれば上図へ記入

【申込み・問合せ】

宮城地区まつり実行委員会事務局（宮城総合支所まちづくり推進課内）

所在地：〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地

電 話：022-392-2111（内線 5135、5132）

F A X：022-392-9646

メール：mis012620@city.sendai.jp